

アルコール検知器導入助成

1. 事業趣旨

ドライバーの飲酒の有無を確認するため一定基準を満たしたアルコール検知器を本年度新たに導入した場合の費用の一部を助成することにより、飲酒に起因する交通事故の根絶を図ることを目的とする。

2. 助成対象

- (1) 日時を含む検査結果が記録用紙またはパソコンにデータとして取り込み保存可能な記録型機器であること。
- (2) 営業所に据え置くタイプとするが、ハンディタイプであっても同等の機能を有する機種は助成対象とする。
- (3) 国から補助金等の交付を受ける検知機は助成対象外とする。
- (4) 新規購入に限る。

3. 交付額及び上限等

- (1) 本体導入費用（消費税除く）の1/2 但し、15万円を上限
- (2) 本体に対する値引きがある場合、値引き後の価格
- (3) 1事業者あたりの助成台数の上限は1台
- (4) オプション付属品、センサー交換、保守費用、ソフトウェア、記録媒体、設置費、ハーネス類などは助成対象外

4. 提出書類

- (1) 「令和3年度アルコール検知器導入 促進助成金交付申請書」(様式1)
- (2) 請求書の写し(機器名/型式が明記されたもの)
- (3) 領収証等の写し(機器名/型式が明記されたもの)
- (4) 助成要件の確認のため、兵ト協が取扱説明書等の提出を求めた場合は当該書類

5. 申請受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月10日

但し、上記期間中であっても助成額が予算枠に達した時点で受付を終了する。

6. その他留意事項

助成を受けた機器は導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡・廃棄等は出来ない。

7. 申込み・問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL: 078-882-5556